

平成23年(2011年)11月11日



埼玉県報

第 2 3 3 8 号
平成23年11月11日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県自動車税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [彩の国デジタルアーカイブシステムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [豊里東部土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [庄内古川悪水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [庄内古川悪水路土地改良区の清算人就任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [さいたま都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [越谷駅東口第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [公募による抽選による保留地処分の公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [行田都市計画公園の変更の案の縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道終末処理場7号水処理電気設備工事に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成23年度1月・2月分\)の共同購入に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [がんセンターで使用する電気に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [精神医療センターで使用する電気に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [技能検定員等資格審査に伴う告示\(運転免許課\)](#)

規則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第三十号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「別表第一による着任届」を「着任届（別表第一）」に改め、同条第三項中「別表第二による赴任延期願」を「赴任延期願（別表第一の二）」に改める。

第七条第一項中「、ただちに所定の出勤簿に自ら捺印し」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第八条第三項中「埼玉県条例第三十八号」の下に「。以下この項において「条例」という。」を、「埼玉県人事委員会規則第十二―二」の下に「。以下この項において「規則」という。」を加え、「別表第二の二による職務専念義務免除願をもつて教育長に願ひ出なければならぬ」を「次の各号に掲げる場合につき、それぞれ当該各号に定める手続によらなければならぬ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第二条第二号又は規則第二条第一号、第九号若しくは第十三号に該当する場合 総務事務システムにより教育長に申請すること。ただし、これにより難い場合は、職務専念義務免除願（別表第二）を教育長に提出することができる。

二 条例第二条第一号又は規則第二条第二号から第八号まで若しくは第十号から第十二号までに該当する場合 職務専念義務免除願（別表第二）にその事実を証明する書類を添付し、校長を経由して教育長に提出すること。

第十条第一項中「以下「条例」を「以下「勤務時間条例」に、「勤務時間等規則」を「勤務時間規則」に、「別表第三による休暇届をもつて」を「総務事務システムにより」に、「届け出」を「申請し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合には、休暇届（別表第三）を校長に提出することができる。

第十条第二項本文中「条例」を「勤務時間条例」に、「勤務時間等規則」を「勤

務時間規則」に、「別表第三の二による休暇願をもつて」を「総務事務システムにより」に、「願い出」を「申請し」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難しい場合には、休暇願（別表第三の二）を校長に提出することができる。

第十条第九項中「条例」を「勤務時間条例」に、「別表第四の二による介護休暇簿」を「介護休暇簿（別表第三の七）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「条例」を「勤務時間条例」に、「別表第四による休暇願をもつて」を「総務事務システムにより」に、「願い出」を「申請し」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第九項とする。

ただし、これにより難しい場合には、休暇願（別表第三の六）を校長に提出することができる。

第十条第七項中「勤務時間等規則」を「勤務時間規則」に、「願い出」を「申請」に、「別表第三の四によるボランティア活動計画書」を「ボランティア活動計画書（別表第三の四）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「勤務時間等規則」を「勤務時間規則」に、「願い出」を「申請」に、「別表第三の三による要介護者の状態等申出書」を「要介護者の状態等申出書（別表第三の三）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「勤務時間等規則」を「勤務時間規則」に、「願い出」を「申請」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「勤務時間等規則」を「勤務時間規則」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「条例」を「勤務時間条例」に、「勤務時間等規則」を「勤務時間規則」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、勤務校内において全血献血をするため勤務時間規則第十二条第一項第二十一号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。

第十一条中「別表第五による欠勤届をもつて」を「総務事務システムにより」に、「届け出」を「申請し」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合には、欠勤届（別表第四）を校長に提出することができる。

第十二条を次のように改める。

（願出、届出の特例）

第十二条 職員は、病気、災害その他やむをえない理由により、前二条の手続きをとることができないときは、電話等をもつて校長にその旨を連絡した後、速やかに前二条の手続きをとらなければならない。

第十三条を削る。

第十四条中「、欠勤、遅刻又は早退等」を「又は欠勤その他の事由」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「別表第七による休職願」を「休職願（別表第五）」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第一項中「別表第八による復職願」を「復職願（別表第五の二）」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十七条の二第一項中「別表第八の二による育児休業承認請求書」を「育児休業承認請求書（別表第六）」に改め、同条第二項中「別表第八の三による育児短時間勤務承認請求書」を「育児短時間勤務承認請求書（別表第六の二）」に改め、同条第三項中「別表第八の四による部分休業承認請求書」を「部分休業承認請求書（別表第六の三）」に改め、同条第四項及び第五項中「別表第八の五による育児休業等計画書」を「育児休業等計画書（別表第六の四）」に改め、同条を第十七条とする。

第十七条の三に見出しとして「（育児休業等変更届）」を付し、同条中「以下」の下に「この条において」を加え、「別表第八の六による育児休業等変更届」を「育児休業等変更届（別表第六の五）」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十七条の四第一項中「条例」を「勤務時間条例」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、「別表第八の七による深夜勤務制限請求書」を「深夜勤務制限請求書（別表第六の六）」に改め、同条第二項中「条例」を「勤務時間条例」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「別表第八の七による時間外勤務制限請求書」を「時間外勤務制限請求書（別表第六の六）」に改め、同条第三項中「条例」を「勤務時間条例」に、「別表第八の七による時間外勤務制限請求書」を「時間外勤務制限請求書（別表第六の六）」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の五第一項中「別表第八の八による育児又は介護の状況変更届」を「育児又は介護の状況変更届（別表第六の七）」に改め、同項第四号中「勤務時間等規則」を「勤務時間規則」に改め、同条第二項及び第三項中「別表第八の八による育児又は介護の状況変更届」を「育児又は介護の状況変更届（別表第六の七）」に改め、同条を第十七条の四とする。

第二十条を削り、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「（昭和二十四年法律第一号）」を削り、「別表第九による研修承認願」を「研修承認願（別表第八）」に改め、同条第三項中「別表第九の二による研修報告書」を「研修報告書（別表第八の二）」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条の十一第一項中「別表第八の十四」を「別表第七の六」に改め、同条を

第十八条の六とする。

第十七条の十第一項中「別表第八の十三」を「別表第七の五」に改め、同条を第十八条の五とする。

第十七条の九中「別表第八の十二」を「別表第七の四」に改め、同条を第十八条の四とする。

第十七条の八第一項中「別表第八の十一」を「別表第七の三」に改め、同条を第十八条の三とする。

第十七条の七第一項中「別表第八の十」を「別表第七の二」に改め、同条を第十八条の二とする。

第十七条の六中「別表第八の九による大学院修学休業許可申請書」を「大学院修学休業許可申請書（別表第七）」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条中「別表第十一による承認（許可）願」を「兼職（兼業）承認（許可）願（別表第九）」に改める。

第二十二条第一項中「別表第十二による専従許可願」を「専従許可願（別表第十）」に改める。

第二十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号中「傷い」を「負傷」に改め、同号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員が総務事務システムにより申請した場合は、この限りではない。

第二十五条中「第五条、第六条、第六条の二」を「第五条から第六条の二まで」に、「第十五条、第十六条、第十七条」を「第十四条から第十六条まで」に改める。

別表第二を別表第一の二とし、別表第二の二を別表第二とし、別表第四を別表第三の六とし、別表第四の二を別表第三の七とし、別表第五を別表第四とし、別表第六を削り、別表第七中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表を別表第五とし、別表第八中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表を別表第五の二とし、別表第八の二中「(第17条の2関係)」を「(第17条関係)」に改め、同表を別表第六とし、別表第八の三中「(第17条の2関係)」を「(第17条関係)」に改め、同表を別表第六の二とし、別表第八の四中「(第17条の2関係)」を「(第17条関係)」に改め、同表を別表第六の三とし、別表第八の五中「(第17条の2関係)」を「(第17条関係)」に改め、同表を別表第六の四とし、別表第八の六中「(第17条の3関係)」を「(第17条の2関係)」に改め、同表を別表第六の五とし、別表第八の七中「(第17条の4関係)」を「(第17条の3関係)」に改め、同表を別表第六の六とし、別表第八の八中「(第

「第17条の5(関係)」を「第17条の4(関係)」に改め、同表を別表第六の七とし、別表第八の九中「第17条の6(関係)」を「第18条(関係)」に改め、同表を別表第七とし、別表第八の十中「第17条の7(関係)」を「第18条の2(関係)」に改め、同表を別表第七の二とし、別表第八の十一中「第17条の8(関係)」を「第18条の3(関係)」に改め、同表を別表第七の三とし、別表第八の十二中「第17条の9(関係)」を「第18条の4(関係)」に改め、同表を別表第七の四とし、別表第八の十三中「第17条の10(関係)」を「第18条の5(関係)」に改め、同表を別表第七の五とし、別表第八の十四中「第17条の11(関係)」を「第18条の6(関係)」に改め、同表を別表第七の六とし、別表第九中「第18条(関係)」を「第19条(関係)」に改め、同表を別表第八とし、別表第九の二中「第18条(関係)」を「第19条(関係)」に改め、同表を別表第八の二とし、別表第十を削り、別表第十一を別表第九とし、別表第十二を別表第十とする。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人開かれた学校づくり研究会
- 三 代表者の氏名
坂本 徳雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市七左町二丁目百八番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「子どもたちを真ん中においた教育理念」に基づき、「地域・保護者・児童生徒・教職員と共に、荒れという現実から逃げずに、ぶれずに解決していこうとする、開かれた学校づくりの在り方に係る研究実践」を行い、全ての子どもたちの健全育成及び学術、文化、芸術又はスポーツの振興並びにまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あしたば学園の会
- 三 代表者の氏名
後藤 富江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市豊田町一丁目三十一番九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保育を必要とする障害をもつ子を含む全ての子どもたち及びその保護者に対し、より良い保育事業を提供することにより、子どもたちの健全な育成並びに子育てを通じた社会教育の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本草の根交流協会

三 代表者の氏名

峯 寄 貴 生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市大字上村君四百五番地

五 定款に記載された目的

（一）この法人は日本国における農林水産業問題、高齢化・過疎・過密問題、防火・防犯・民間防衛問題、環境問題、資源問題、教育問題、医療・福祉問題などの諸問題を調査・研究し、民間で実行可能な活動を通じて解決を図ることと、それらを通じて日本国民同士の関係を深め、地域社会をより円滑に構築することを目的とする。

（二）この法人は日本国及び世界各国の文化及びその影響力を調査・研究し、文化交流を通じて架け橋となることで、日本国内及び日本国と世界各国との平和と繁栄に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーン・アース
- 三 代表者の氏名
今野 清幸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市中奈良千七百五十六番地十五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民及び事業者に対し、環境保全に繋がるリサイクル、地域循環型社会システム作りに関する事業の推進により、社会全体の利益に貢献するとともに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県自動車税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託 3,246,000件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年1月1日(日)から平成27年2月28日(土)までとする。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、見積もった1件あたりの単価に100を乗じて得た金額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 入札参加申請日から過去2年の間に、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令市において、地方税又は公共料金のコンビニエンスストア収納代行業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (6) 入札説明書及び仕様書に定めるコンビニエンスストア等の収納データの受信処理が可能であること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税収調査担当 梶原 電話048-830-2662（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

この公告の日から平成23年12月6日（火）午後5時（競争入札参加資格確認申請書の提出期限）までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月22日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月21日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月21日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務電算室 平成23年12月22日（木）午前10時20分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に予定数量3,246,000件を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量3,246,000件を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年12月6日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県

所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Alternative processing of data entry at convenient stores and collecting service of automobile tax, etc. (Data entries: approximately 3,246,000)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding: 10:00 a.m., December 22, 2011.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., December 21, 2011.

(3) Contact Information:

Taxation Investigation Group of the Taxation Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2662

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年埼玉県告示第千八百八十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
埼玉県戸田市大字美女木字向田千四十九番の一部
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

告 示

埼玉県告示第千三百十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

彩の国デジタルアーカイブシステムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年3月1日(木)から平成29年2月28日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃借」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 過去5年の間に契約金額3,000万円以上のサーバ及びパソコン等を含む賃貸借契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 嶺 電話048-830-3734(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月22日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月21日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月21日(水)午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 平成23年12月22日(木)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年12月1日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話
048-830-5775 (直通)) へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server devices for the Sai-no-kuni Digital Archive System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00 a.m. December 22, 2011.

By registered mail or in person: must be received by 5:00 p.m. December
21, 2011.

(3) Contact Information:

Visual Contents Group of the Commerce and Service Industry Support
Division, Industry and Labor Department, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-3734

告 示

埼玉県告示第千三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊里東部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	鋤 持 雄 一	埼玉県深谷市新戒千四百番地

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内古川悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	坂 齋 忠 造	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野五百三十九番地
同	鈴 木 光 一	春日部市西金野井百九十五番地
同	新 井 福 次	幸手市大字細野二百十番地
同	金 子 進 造	春日部市塚崎二百六十番地
同	中 村 繁 夫	幸手市平須賀二丁目三百四十七番地
同	武 井 俊 雄	北葛飾郡杉戸町大字清地千四百四十二番地一

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十三年十月二十日解散認可した北葛飾郡杉戸町庄内古川悪水路土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

清算人の氏名及び住所

氏 名	住 所
坂 齋 忠 造	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野五百三十九番地
鈴 木 光 一	同 春日部市西金野井百九十五番地
新 井 福 次	同 幸手市大字細野二百十番地
金 子 進 造	同 春日部市塚崎二百六十番地
中 村 繁 夫	同 幸手市平須賀二丁目三百四十七番地
武 井 俊 雄	同 北葛飾郡杉戸町大字清地千四百四十二番地一

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字亀ノ原三二二六の三

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第千三百二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七 五六 三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市緑区大字三室字南宿一七四一番一 外一六二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四六九〇立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 一八 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

幸手市大字上高野字本村前八百二十八番 外十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百六十四立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 三一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

春日部市緑町三丁目七百五十三 一 外二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百二十一・五三立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、さいたま都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、越谷都市計画越谷駅東口第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

越谷駅東口市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十九年十月十六日（組合設立認可公告の日）から平成二十五年三月三十一日

三 施行地区

埼玉県越谷市弥生町八百八十八番、八百八十九番、八百九十番、八百九十一番一、八百九十一番二、八百九十一番三、八百九十一番四、八百九十一番五及び八百九十一番六

四 事務所の所在地

埼玉県越谷市弥生町十一番五号

五 施行認可の年月日

平成十九年十月十六日

六 変更の内容

参加組合員に関する事項、施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画及び設計図

七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年十一月十一日

告示

埼玉県告示第千三百三十号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号四十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十五街区十七画地（八潮市大字
垢四百十六番外）

(2) 地積

二百五十六・九五平方メートル

(3) 予定価格

三千九百三十一万三千三百五十円

ロ 保留地番号七十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区一画地（八潮市大字大原
五百六十四番一）

(2) 地積

二百六・五八平方メートル

(3) 予定価格

三千九十八万七千円

ハ 保留地番号七十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区二画地（八潮市大字大原
五百六十四番一外）

(2) 地積

百六十六・〇四平方メートル

(3) 予定価格

二千三百二十四万五千六百円

ニ 保留地番号七十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区三画地（八潮市大字大原
五百六十四番一外）

(2) 地積

二百十一・七〇平方メートル

(3) 予定価格

三千百九十六万六千七百円

ホ 保留地番号七十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区七画地（八潮市大字大原
五百六十七番外）

(2) 地積

四百七十七・三二平方メートル

(3) 予定価格

六千三百九十六万八千八百八十円

ヘ 保留地番号七十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十五街区二画地（八潮市大字大原
五百九十九番外）

(2) 地積

千百六・三〇平方メートル

(3) 予定価格

一億四千二百七十一万二千七百円

ト 保留地番号七十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区四画地（八潮市大字大
原六百三十八番一外）

(2) 地積

三百三十三・五五平方メートル

(3) 予定価格

四千八百三十六万四千七百五十円

チ 保留地番号七十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区五画地（八潮市大字大
原六百三十七番一外）

- (2) 地積
四百九十二・六〇平方メートル
- (3) 予定価格
六千七百九十七万八千八百円

リ 保留地番号七十九

- (1) 位置
八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百街区四画地（八潮市大字坊三百七十三番外）
- (2) 地積
九十五・三〇平方メートル
- (3) 予定価格
千二百万七千八百円

又 保留地番号八十二

- (1) 位置
八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十三街区五画地（八潮市大字大曾根五百八十八番一外）
- (2) 地積
百八十二・七四平方メートル
- (3) 予定価格
二千七百七十四万六千六十円

ル 保留地番号八十五

- (1) 位置
八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百六十一 二街区十四画地（八潮市大字古新田三百三十一番一外）
- (2) 地積
二百四十六・一九平方メートル
- (3) 予定価格
二千六十七万九千九百六十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ロ 抽選の公正な執行を妨げた者
- ハ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五

号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

二次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税(都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税)の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

ト 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十三年十一月十四日(月)から同年同月三十日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十三年十二月四日(日)午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所二階会議室

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所(電話〇四八 九九八 四五四五)に問い合わせること。

告示

埼玉県告示第千三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画公園五・五・〇一号水城公園及び五・五・〇二号行田市総合公園

二 都市計画を変更する土地の区域

（五・五・〇一号水城公園）

イ 追加する土地の区域

行田市大字本丸の一部

ロ 削除する土地の区域

行田市大字本丸の一部

（五・五・〇二号行田市総合公園）

イ 追加する土地の区域

行田市大字谷郷字町田、大字和田字蒲原の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部公園スタジアム課及び行田市都市整備部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十三年十一月十五日から平成二十三年十一月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千三百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	埼玉県知事第二号
名称	一般財団法人日本建築センター
変更後の住所	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地
変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地
住所及び事務所の所在地の変更日	平成二十三年十一月七日

告示

埼玉県告示第千三百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
小山株式会社 奈良県奈良市西木辻町88番地
- 5 落札金額
193,136,185円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年7月22日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

1 工事概要等

(1) 工事名

荒川左岸南部流域下水道終末処理場7号水処理電気設備工事

(2) 工事場所

埼玉県戸田市大字美女木地内

(3) 工期

契約確定の日から平成25年3月29日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 内容

7号水処理電気設備工事 一式

イ 主な設備

コントローラ 一式

動力変圧器盤 一式

V V V F 盤 一式

水処理用サーバ 一式

補助継電器盤 一式

2 入札手続等

(1) 入札見積明細書の提出を求める入札

ア 本工事は、発注者が、応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書の提出は、入札金額見積内訳書とあわせて提出するものとする。なお、提出された入札見積明細書に疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングを行う。

イ 落札者は、入札見積明細書に記載した資材等に係る取引が確認できる資料（契約書等の写し）を埼玉県が指定する提出先に提出すること。

ウ 見積を求める資材等

受変電設備機器、監視制御機器、計装機器等

(2) 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

平成23年11月11日（金）から平成23年12月21日（水）まで

3 落札者の決定方法

本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成23年12月19日（月）午前9時から平成23年12月21日（水）午後5時まで

(2) 開札日時

平成23年12月22日（木）午前9時30分

5 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 単体企業又は特定建設工事共同企業体における各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 入札に参加できる者の形態は、単体企業（以下「単体」という。）又は2者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県下水道局建設工事共同企業体取扱要綱（第10条第1条（1）及び（6）を除く。）によること。ただし、本件入札において、複数の特定企業体の構成員となることはできない。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

ウ 平成21年度及び平成22年度に完成した埼玉県発注工事のうち電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りでない。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当しない者であること。

オ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

キ 電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記5(1)カただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成23・24年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

ク 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

ケ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

コ 経常建設共同企業体でないこと。

(2) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成13年4月1日から公告日までの間に、次の(ア)又は(イ)のいずれかにおいて、水処理施設（沈砂池、送風機又は主ポンプ設備を含む。）又は汚泥処理施設（濃縮、脱水又は焼却設備を含む。）に係る電気設備（受変電設備、動力設備又は計装設備に限る。）の新設、増設、改築又は更新工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

- (7) 全体計画処理水量50,000m³/日以上の下水道終末処理場
- (4) 全体計画処理水量50,000m³/日以上の浄水場（水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るものに限る。）

(3) 配置予定技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定技術者は、下水道終末処理場又は浄水場（水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るものに限る。）における水処理施設（沈砂池、送風機又は主ポンプ設備を含む。）又は汚泥処理施設（濃縮、脱水又は焼却設備を含む。）に係る電気設備（受変電設備、動力設備又は計装設備に限る。）の新設、増設、改築又は更新工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有すること。なお、工場製作のみが行われている期間にのみ配置予定の技術者及びその他構成員の配置予定技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記5(3)アに示す経験を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が、3千万円以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が、2千5百万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない

ウ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、下記6に規定する競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文中に規定するもの。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

オ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、「他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は「本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合」を除く。

カ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実

が確認された場合、契約を結ばないことがある。

6 入札参加資格の有無の確認

入札参加を希望する者は、下記6(1)イに示す期間に電子入札システムの確認申請書に確認資料を添付して、電子入札システムにより提出すること。

なお、提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料等は返却しない。

また、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までに資料が到着しない場合の確認申請書は無効とする。

(1) 確認申請書、確認資料及びその他必要な資料等の提出先、提出受付期間及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課 大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

イ 提出受付期間

平成23年11月14日（月）午前9時から平成23年11月30日（水）午後5時まで

ウ 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。）

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により平成23年12月9日（金）に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成23年12月7日（水）にそれぞれ通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成23年12月13日（火）午後3時まで上記6(1)アの提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により通知する。

(4) 入札参加資格があると確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することができない。

7 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場

所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 設備担当 電話 048-861-2054（直通） ファクシミリ 048-861-2056

イ 受付期間

平成23年11月11日（金）午前9時から平成23年11月30日（水）午後5時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成23年12月22日（木）までに郵送又は宅配便により上記7(1)アの場所に返却すること。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記8(2)に示す期間に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課 大規模工事担当

(2) 受付期間

平成23年11月22日（火）午前9時から午後3時まで

（郵送の場合は、平成23年11月21日（月）必着のこと。この日以降に到着した質問には回答しない。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成23年11月25日（金）から電子入札システム上に掲示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、下記アの連絡先に電話すること。

ア 連絡先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課 大規模工事担当 電話 048-830-2743（直通）

9 郵便入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができ

ない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課 大規模工事担当

(2) 提出方法

郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）によること。

(3) 提出期間

上記4(1)のとおり。

10 現場説明会

開催しない。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を初度入札時に入札書と共に提出すること。

イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

イ 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

オ 提出された入札見積明細書に疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングを行う。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (イ) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (ウ) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (エ) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (オ) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (カ) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (キ) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (ク) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (ケ) やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札は、無効とする。
 - (a) 入札者の押印のないもの
 - (b) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - (c) 押印された印影が明らかでないもの
 - (d) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (e) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (f) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (g) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (h) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札
 - (i) その他公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

12 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを決定する。また、調査後に契約を締結した場合は、下請業者等との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行うものとする。）。

13 支払条件

(1) 前金払

する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、債務負担行為に基づく契約にあつては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、債務負担行為に基づく契約にあつては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本工事は入札ボンド制度の導入を試行する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第171条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記載された依頼者の住所あて着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は受理しない。

(7) 提出先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 設備担当 電話 048-861-2054（直通）ファクシミリ 048-861-2056

(イ) 依頼書提出期間

平成23年11月11日（金）午前9時から平成23年12月19日（月）午後5時まで

ウ 納付期限

平成23年12月21日（水）

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(7) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課 大規模工事担当 電話 048-830-2743（直通）ファクシミリ 048-830-4915

(イ) 提出期限

平成23年12月21日（水）午後5時まで

オ 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記(7) c にあつては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(7) c にあつては、保証金額）と同額とする。

(7) 対象となる有価証券等

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

(イ) 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記 14(2)イ(7)の提出先に、銀行等の保証については、上記 14(2)エ(7)に示す提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

なお、銀行等の保証については電話で着信確認を行うこと。

(ウ) 提出期限

平成23年12月21日（水）午後5時まで

カ 次のいずれかに該当する者は入札保証金の納付を免除する。

(7) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記 14(2)エ(7)の提出先に 14(2)エ(イ)に示す期限までに提出した者

(イ) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。）

との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上

記14(2)エ(7)の提出先に14(2)エ(イ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の者が納付した入札保証金は入札終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

ク 入札保証又は入札保証保険の期間は、以下の期間を含むこと。

入札書提出日から平成24年1月31日まで

(3) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（下記(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

(イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他下水道事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、当該契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止の措置又は埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱第3条の規定による入札参加除外の措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

(7) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(8) この公告に関する問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課 大規模工事担当 電話 048-830-2743（直通） ファクシミリ
048-830-4915

15 Summary

(1) Nature of Services Required

Construction of the electric sewage treatment facility of the No. 7 Treatment Plant of the Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic tender system and by registered mail or in person: must be received between 9:00 a.m. December 19, 2011 and 5 p.m. December 21, 2011.

(3) Contact Information

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-2743

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

路線名	上中森鴻巣線
区 間	行田市大字長野字吾妻 四六四二番二地先から 同市大字佐間字野合 一四四六番二地先まで
供用開始の期日	平成二十三年十一月十一日
備 考	平成二十三年九月六日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 三十三号で告示した区域の供用 開始である。 延長四二七・九六メートル （独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路）

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

十六号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十三年十月 二十七日	指定の年月日
埼玉県飯能市笠縫二百六十七ノ十八ノ二百六十七ノ 四十一	指 定 道 路 の 位 置
三十六・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県病院事業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 561,900リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年1月1日から平成24年2月29日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 3 - 3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 830 - 5985 (直通) ファクシミリ048 - 830 - 4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月22日(木)午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月21日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成23年12月22日(木)午後2時

なお、停電の影響で、開札日時を延期することがある。開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規

定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成23年12月8日(木)午後5時までに次のいずれかの方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosine JIS(No.1) 561,900ℓ

(2) Time-limit for tender:

1:00 p.m., December 22, 2011 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 21, 2011)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンターで使用する電気
予定使用電力量 10,484,080キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 供給期間

平成24年2月1日(水)から平成25年1月31日(木)まで。ただし、平成24年度において歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立がんセンター
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番

(5) 入札方法

入札金額は、力率100パーセントで燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金を考慮しない条件にて、各入札者において設定する契約電力に対する単価(キロワット単価(小数点以下を含むことができる。))、同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(キロワット時単価(小数点以下を含むことができる。))、同一月の時間帯の区分ごとにおいては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (7) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 大場

電話 048-722-1111(代表)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成23年11月21日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話にて連絡すること。)

- (3) 郵便による場合の入札書の受領期限

平成23年12月21日(水)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 持参する場合の入札・開札の場所及び日時

埼玉県立がんセンター カンファレンス室(本館1階)

平成23年12月22日(木)午前10時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月28日（月）午後4時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at Saitama Cancer Center

(estimated kWh: 10,484,080 kWh)

(2) Deadline for Submission: 10:00 am, December 22, 2011

By registered mail: by 4:00 pm, December 21, 2011

(3) Contact Information:

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama
Cancer Center

Komuro818, Ina-machi, Saitama-ken 362-0806

Tel:048-722-1111

告 示

埼玉県病院事業告示第二十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立精神医療センターで使用する電気
予定使用電力量 2,523,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日まで

(4) 需要場所

埼玉県立精神医療センター
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818 番地 2

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から入札日までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加

停止措置を受けていない者であること。

- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく一般電気事業の許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (7) 精神医療センターの予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 番地 2

埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 森田

電話 048-723-6805（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成 23 年 11 月 11 日（金）から平成 23 年 11 月 21 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記（1）の場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立精神医療センター 本館 2 階 研修室

平成 23 年 12 月 22 日（木）午前 11 時 30 分

- (4) 郵便（書留郵便に限る。）による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当

平成 23 年 12 月 21 日（水）午後 5 時必着

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成 14 年埼玉県病院事業管理規程第 4 号。以下「財務規程」という。）第 143 条第 2 項において準用する第 134 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成23年11月28日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be used in Psychiatric Hospital, Building 2,523,000kWh

(2) Time-limit for tender:11:30 a.m. , December 22, 2011

(tender submitted by mail:5:00 p.m., December 21, 2011)

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Psychiatric
Hospital

Komuro818-2, Ina-Machi, Saitama-ken362-0806

Telephone 048-723-6805

告 示

埼玉県公安委員会告示第293号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成23年11月11日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

キ 牽引免許に係る教習指導員審査

ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成23年12月13日（火）及び12月14日（水）

イ 技能審査

平成24年2月4日（土）、2月7日（火）、2月8日（水）、2月9日（木）及び
2月10日（金）

ウ 面接審査

平成24年2月4日（土）、2月15日（水）、2月16日（木）及び2月17日（金）

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成23年11月11日（金）から11月25日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに11月
23日（水）を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式
第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することが
できる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）